

知ってる?

# 金融サービサー

## 金融サービサー法「改正」について

住宅ローン  
カードローン

奨学金

過剰債務

税金



日時

2018年 4月7日(土)  
午後1時30分～3時30分  
(開場1:00)

参加費500円

内容

被害者の訴え・報告

報告者 弁護士 椎名麻紗枝  
(銀行の貸し手責任を問う会事務局長)

会場

中央大学駿河台記念館510号  
東京都千代田区駿河台3-11-5 (御茶ノ水)  
TEL 03-3292-3111

主催

銀行の貸し手責任を問う会

東京都千代田区永田町2-17-10 サンハイム永田町404  
椎名麻紗枝法律事務所気付 TEL 03-3581-3912  
<http://www.kashitesekinin.net/>